

# 令和5年度宮城県施設園芸省エネ化推進事業 募集案内（三次募集）

宮城県では、燃料価格の高騰による施設園芸農家の生産コスト増加を軽減し、経営の安定化を図るため、園芸生産施設の加温に燃料を利用する農業者に対して、施設の省エネ化に必要な資材や機器の購入及び機器のメンテナンスに必要な経費を補助します。

支援金の交付に係る申請手順については、令和5年度施設園芸省エネ化推進事業費補助金交付要綱及び実施要領に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

なお、申請に当たって必要となる様式等は、下記のホームページに掲載予定です。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/syouene3.html>

## 1 事業目的

本事業は、A 重油、灯油、LPG 等を燃料として施設を加温する施設園芸農家を支援するため、農家が導入する省エネ化に必要な資材や機器の購入及びメンテナンス経費を補助するものです。

本事業は、昨年度募集した「施設園芸省エネ化推進事業」と同様の支援を令和5年度予算により実施する、別の事業となります（補助内容は昨年度事業と同様です）。このため、申請や支払いの手続きを昨年度の事業と分けて行う必要がありますので、両方の事業を申請する場合は、注意願います。

なお、農業者は昨年度事業と本事業の両方を申請することができますが、同一の資材購入やメンテナンスに対して、両事業から重複して補助を受けることはできません（昨年度事業で対象としなかった資材購入やメンテナンスを、本事業の対象とすることは可能です）。

## 2 支援対象者

施設園芸（野菜、果樹及び花きを栽培するものに限る）を営む県内の農業者で構成され、以下の要件を満たすもの。

- ・事業に参加する施設園芸農家が3戸以上在籍する農業協同組合又は任意団体。  
ただし、任意団体の場合は代表者、組織及び運営、資金管理について規約の定めがあること。
- ・年間150日以上農業従事者が3名以上で構成する農業法人（事業として農業を営む、農地所有適格法人の要件を満たす株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人）。
- ・全ての事業参加者について、燃料価格の高騰に備えるため、設備や資材の導入、栽培管理方法の改善などに努めてきた実績が確認できること。

## 3 支援メニュー

下記に該当する経費のうち、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間に購入、施工及び支払いを完了したもの。ただし、前年度事業による補助を受けた経費は除く。

- (1) 園芸施設の被覆資材の購入経費【補助率：1/2以内<sup>(※)</sup>、補助上限額：1,100千円/10a】  
被覆資材の多層化や採光性、気密性向上により保温性の向上を図るための被覆資材の購入費（ただし、施工に要する費用やワイヤー等の付属品は対象としない）。
- (2) 循環扇の購入経費【補助率：1/2以内<sup>(※)</sup>、補助上限額：60千円/台】  
施設内の温度ムラの解消により燃料の使用量を低減するために、新たに循環扇を購入するための経費（ただし、施工に要する費用や、機器更新の場合は対象としない）。
- (3) 多段式サーモスタットの購入経費【補助率：1/2以内<sup>(※)</sup>、補助上限額：36千円/台】  
効率的な温度管理により燃料使用量を低減するために、新たに多段式サーモスタットを購入するための経費（ただし、施工に要する費用や、機器の更新は対象としない）。
- (4) 暖房機のメンテナンスに係る経費【補助率：定額、補助上限額：100千円以内<sup>(※)</sup>/台】

暖房機の分解洗浄やパーツ交換により燃焼効率を改善するためのメンテナンス費用（ただし、交換部品代及び作業料金のみを対象とし、整備者の出張旅費、自前でメンテナンスを行う場合の部材費は対象としない）。

- (5) 農業協同組合など支援対象者となる農業者の申請を取りまとめる団体が上記(1)～(4)を行うための事務経費【補助率：定額、補助上限額：(1)～(4)の事業費合計の3%以内<sup>(※)</sup>】

上記事業を行うために使用した経費であることを明確に区分できるもの。

※予算の上限を超える申請があった場合は、一律に補助率等を減じた形となります。

#### 4 事業実施計画承認申請書の受付

令和5年10月30日（月）から令和6年1月26日（金）まで。

なお、申請額が予算額に達した時点で募集を終了します。募集状況については、県ホームページで公表します。

※締切日の午後5時以降に提出された申請書は無効とします。

#### 5 申請方法

##### 【新規で申請を行う場合】

事業実施計画承認申請書（要領別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、郵送または電子メールにて県宛て（「10 書類の提出先」参照）提出願います。

- (1) 事業計画総括表（要領別紙1）
- (2) 施設の図面又は写真（施設の構造及び概要がわかるもの）
- (3) 固定式加温装置の設置状況がわかる写真
- (4) 購入予定資材及びメンテナンスに係る見積書（2社以上、今後購入やメンテナンスを実施する場合）又は納品書、請求書、領収書（既に購入等が完了している場合）
- (5) 実施設計書（要領別紙2）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（要領別記様式第2号）
- (7) 法人の登記事項証明書（法人のみ。申請日の3か月以内に発行された原本）
- (8) 組織の規約及び構成員の名簿（任意団体のみ）

なお、電子メールで申請書類を提出する場合、押印は不要ですが、郵送にて書類を提出する場合は、事業実施計画承認申請書及び暴力団排除に関する誓約書の申請者名の欄に押印が必要です。

また、前年度事業で(2)及び(3)を提出した農業者については、再提出は不要とします。

##### 【一次又は二次募集に応募して既に計画承認を受けている場合】

事業実施計画変更承認申請書（要領別記様式第3号）に以下の書類を添えて、郵送または電子メールにて県宛て（「10 書類の提出先」参照）提出願います。

- (1) 事業計画総括表（要領別紙1）
- (2) 施設の図面又は写真（施設の構造及び概要がわかるもの）
- (3) 固定式加温装置の設置状況がわかる写真
- (4) 購入予定資材及びメンテナンスに係る見積書（2社以上、今後購入やメンテナンスを実施する場合）又は納品書、請求書、領収書（既に購入等が完了している場合）
- (5) 実施設計書（要領別紙2）

※(1)及び(5)は承認済みの計画に二次募集分の申請者を加えたもの。

※(2)から(4)は二次募集分について提出すること。

#### 6 審査結果の通知

先着順に申請書の審査を行い、各申請者宛て結果を通知します。

なお、予算の上限を超える事業計画の承認申請があった場合は、補助率を減じた形で事業計画を承認することがあります。

## 7 交付申請

### 【新規で申請を行う場合】

事業計画が認定された申請者は、認定通知に記載された期日までに補助金交付申請書（要綱別記様式第1号）に以下の書類を添えて、事業実施計画書と同様の方法で県宛て提出願います。

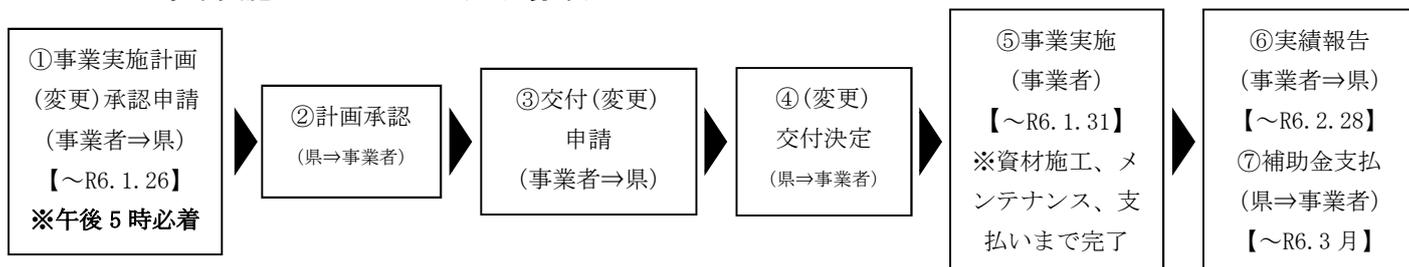
- (1) 事業計画総括表（要綱別紙1）
- (2) 経費の配分及び負担区分（要綱別紙2）
- (3) 収支予算書（要綱別紙3）
- (4) 実施設計書（要綱別紙4）
- (5) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）

### 【一次募集に応募して既に交付決定を受けている場合】

計画変更が承認された申請者は、承認通知に記載された期日までに補助金変更承認申請書（要綱別記様式第2号）に以下の書類を添えて、事業実施計画書と同様の方法で県宛て提出願います。

- (1) 事業計画総括表（要綱別紙1）
- (2) 経費の配分及び負担区分（要綱別紙2）
- (3) 収支予算書（要綱別紙3）
- (4) 実施設計書（要綱別紙4）

## 8 事業実施スケジュール（三次募集）



※④交付決定後、やむを得ず必要な場合に限り概算払いが可能です。

※なお、購入した被覆資材、循環扇等が令和6年1月31日までに施工されなかった場合、事業の対象とはならない点に注意願います。

## 9 問い合わせ先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1  
宮城県農政部園芸推進課 流通ビジネス班  
TEL:022-211-2337 FAX:022-211-2849 E-mail:engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp

## 10 書類の提出先

各地域を所管する地方振興（地域）事務所 農業振興部（農業振興班又は地域調整班）

- ・大河原地方振興事務所 農業振興部（農業振興班）  
E-mail: oknsbns@pref.miyagi.lg.jp
- ・仙台地方振興事務所 農業振興部（農業振興班）  
E-mail: sdss-si@pref.miyagi.lg.jp
- ・北部地方振興事務所 農業振興部（農業振興班）  
E-mail: nh-nsbns@pref.miyagi.lg.jp

- 北部地方振興事務所栗原地域事務所 農業振興部（地域調整班）  
E-mail : nh-khnr-tt@pref.miyagi.lg.jp
- 東部地方振興事務所 農業振興部（農業振興班）  
E-mail : et-ss-ns@pref.miyagi.lg.jp
- 東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部（地域調整班）  
E-mail : et-tmsbtt@pref.miyagi.lg.jp
- 気仙沼地方振興事務所 農業振興部（農業振興班）  
E-mail : ksbns@pref.miyagi.lg.jp